

半田市オープンデータ推進ガイドライン

半田市では、オープンデータ施策を推進することで、観光・防災分野をはじめ、あらゆる分野で、官民協力の新規サービスが創出され、地域の活性化が期待されるため、国の地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン及びあいち電子自治体推進協議会のオープンデータ推進ガイドライン等に従い、市が所有する情報のうち二次利用可能であると判断したデータから順次オープンデータとして提供できる環境を整備し、データを公開する。また、分析集計データも公開し、行政の政策判断や民間企業に有用なデータを提供できる環境を整備する。

1. オープンデータとは

行政機関が保有する公共データを市民や企業が利活用しやすいように機械（コンピューター）判読に適した形で、二次利用可能なルールの下で、自由に入手できる状態で、公開されたデータである。

2. オープンデータの意義

(1) 地域の活性化

公開されたデータを利活用する新しいアイデアやサービスが生まれ、生活の利便性の向上やまちの賑わいの創出など、地域の活性化が図られる。

(2) 公共サービスの充実

公開されたデータは、市民も企業も自由に利用が可能であり、市民が自ら望む公共サービスを創出することができ、公共サービスの充実が図れる。

(3) 行政の効率化

データを公開することで、今までだと、行政機関を訪れなければ入手できないデータが、場所、時間を問わず自由に入手できるようになる。また、共有することで、各行政機関が同じデータを作成する必要がなくなり、重複が省ける。

3. データ提供方針

データは提供可能なものから、順次提供する。

- 既にホームページ等で公開しているもの
- あいち電子自治体推進協議会オープンデータ推進ガイドラインで、推奨されているもの
- 市民や事業所からのニーズが高く利用価値が高いと思われるもの

4. データ公開方法

4. 1 公開サイト

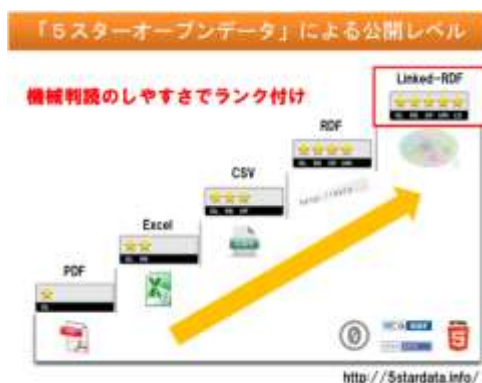
データ公開の方法は、インターネットから自由に入手できるように、現在運用している市公式ホームページおよび民間サイトである **Link Data.org** で公開する。また、市民が周辺自治体のデータも合わせて入手しやすいように、あいち電子自治体推進協議会が開設するサイトにリンクを貼る。

4. 2 市民要望の受付

市民や事業所などから、公開してほしいデータや利用したいアプリケーションの要望の受け付ける仕組みを市ホームページに設ける。

5. 公開データ形式

公開するデータ形式は、「5 Star Open Data」で知られる指標を参考に、データ種別によって最適なものを選択する。



No.	データ種別	形式
1	紙しか存在しない	PDF (テキスト付)など
2	表形式	CSV RDF など
3	地図情報	GML Shapefile など

6. データの利用

データの利用にあたっては、別途定める「半田市オープンデータ利用規約」に従う。

7. データの二次利用ルール

7. 1 二次利用ルール

二次利用のルールは、オープンデータとして、広く採用されているクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの体系を採用し、そのデータに応じて適切な形態により、公開する。

(1) CC BY

公開する多くのデータは、オープンデータとして幅広く利活用が可能で、

「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」が推奨し、国際的に広く採用されているCC BY（クリエイティブ・コモンズ表示4.0国際ライセンス）を推奨する。この権利の特徴は、原作者のクレジット（氏名・タイトルなど）を表示することを条件に、改変、営利目的での二次利用を許可し、高い自由度となる。また、データ利用の無保証および責任制限が条項に含まれている。



(2) CC BY-ND

原作者のクレジット（氏名・タイトルなど）を表示し、かつ、元の作品を改変しないことを条件に、営利目的での利用（転載、コピー、共有）を許可するライセンスである。



(3) CC BY-NC-ND

原作者のクレジット（氏名・タイトルなど）を表示し、非営利目的であり、かつ、元の作品を改変しないことを条件に、作品などを再配布できるライセンスである。



<参考>クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの種類

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスは、4種類の条件の組み合わせで構成される。

種別	マーク	略称	条件
表示		BY	作品のクレジットを表示すること
非営利		NC	営利目的で利用しないこと
改変禁止		ND	元の作品を改変しないこと
継承		SA	元の作品と同じ組み合わせクリエイティブコモンズライセンスで公開すること

7. 2 ライセンスの表示

データを公開する市ホームページにおいて、利用ルールを明示する。また、公開するデータ個別のページにもライセンス表示及び、無保証および責任制

限を明示する。

7. 3 二次利用に関する契約

オープンデータとして公開する可能性のあるデータを、外部業者に委託して、データを作成、収集する場合には、納入物であるデータの二次利用ができる条件の納入データに関する二次利用の特約を締結することとする。

参考資料「納入データの二次利用に関する特約」

8. 体制

8. 1 オープンデータ活用推進会議

オープンデータの活用を推進するにあたり、半田市オープンデータ活用推進会議を設置する。

参考資料「半田市オープンデータ活用推進会議設置要綱」

8. 2 運用体制

オープンデータは、全庁的な取組みとであり、推進部署は企画部企画課広報情報担当とする。データの作成と管理は各担当課が担い、ホームページ等の外部へのデータ公開は、企画課広報情報担当が担う。

初版：平成28年12月14日

改訂：平成30年2月15日

参考資料

- ◆ オープンデータをはじめよう ～地方公共団体のための最初の手引書～
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室
- ◆ あいち電子自治体推進協議会 オープンデータ推進ガイドライン
- ◆ 地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室